令和７年度

社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会事業計画

～たすけあい　笑顔あふれる心の輪　やさしいまちに　夢いっぱい～

（第３期矢巾町地域福祉活動計画基本理念）

【基本方針】

少子高齢化や独居世帯の増加、社会的孤立、生活困窮などといった生活上の課題は、多様化、複雑化し、自ら助けを求めることのできないことにより深刻化してしまうケースも増加しています。矢巾町の住民が、自分の住む地域とつながりをもちながら、健康に暮らしていくため、多様な介護予防や生活支援、社会参加の形が求められています。

以上のことから、矢巾町社会福祉協議会では、住民や各機関・団体と連携をとりながら、生活支援コーディネーターの活動を中心に、「地域づくり」による課題解決と、課題を未然に防ぐ仕組みづくりを進めてまいります。「地域の居場所」や「日常生活たすけあい隊」の結成推進、ボランティア養成講座の開催や「支え合いマップ」の作成、さらに矢幅駅構内ハバタークを拠点として行う新事業「サードプレイスやはば」などを通じて、住民の社会参加の場を増やし支え合い活動の担い手を発掘・育成するとともに、必要な時に互いに相談し合える、助け合えるネットワークづくりを進めます。

生活困窮者（世帯）などの相談支援では、公式 LINE によるチャットの活用など相談しやすい環境を整えて多様な個別相談や地域課題を受け止め、必要なサービスの提供と適切な機関へのつなぎを行い、自立に向けた支援を行います。

今年度から始まる第 3 期地域福祉活動計画の基本理念「たすけあい　笑顔あふれる心の輪　やさしいまちに　夢いっぱい」に沿いながら、町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、互いに支え合い、安心して暮らしていくことを目指して、町民にとって「より身近な社協」となるよう役職員一体となり事業を展開してまいります。

以上の基本方針を具体化するため、次の基本目標を掲げます。

【基本目標】

1　福祉ニーズと地域課題の把握
2　住民参加による地域福祉活動の推進
3　福祉教育の推進とボランティアの育成
4　自立や社会参加に向けた支援の充実
5　法人経営管理の強化

基本目標１　福祉ニーズと地域課題の把握

生活支援コーディネーター（以下「SC」という）を中心に、関係機関や団体などと連携しながら、地域課題と資源の把握や、解決に向け住民が自分の住む地域について考えるきっかけづくり、課題と資源のマッチング、担い手の育成や足りない活動の開発などを行います。

また、児童館の指定管理や居宅介護支援事業所の運営などを行い、地域に必要な福祉サービスの提供を図るとともに、日頃から地域住民との関係作りに努め、日常の業務の中から課題及び資源の把握を行います。

さらに、複雑化、複合化、さらに潜在化している生活課題に対応するため、関係機関と連携しながら各種相談事業を実施するとともに、住民が SOS を出しやすい環境を整えます。

１　地域福祉活動による課題と資源の把握

（1）　生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業）

（2）　重層的支援体制整備事業との連携

矢巾町が実施する標記事業の「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援について、町などと連携しながら社会福祉協議会本来の機能を十分に発揮し取り組みます。

①属性を問わない相談支援（ふくし相談窓口）

社会福祉協議会を含む町内の相談関係機関が「ふくし相談窓口」として、どのような相談も受け止め、必要に応じて適切な機関へつなぎます。

【ふくし相談窓口の機関一覧】

地域包括支援センター（ケアセンター南昌、えんじょいセンター）、紫波地域障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会、矢巾町（健康長寿課、子ども家庭課、福祉課）

②参加支援

NPO 法人盛岡ユースポート及び町との協働による、ひきこもりなどを対象とした「フリースペース」を開催します。

③地域づくりに向けた支援

生活支援体制整備事業

④重層的支援会議への参加

・　重層的支援体制整備事業推進会議
・　個別支援会議

(3)　サードプレイスやはば

矢幅駅構内に、自宅でも学校でも職場でもない「第 3 の場所」を開設し、矢巾町の住民が気軽に立ち寄り、自由に過ごしたり互いに交流を図ったりできる場を提供します。必要に応じて社協職員による相談も行うなど、「遊び」「くつろぎ」「相談」で地域づくりを行います。

(4)　各種関係機関・団体（民生児童委員協議会等）との連携

(5)　福祉団体事務と主な連携事業

① 矢巾町老人クラブ連合会
- 生きいきシルバースポーツ交流会など各種スポーツ事業の開催
- 高齢者を対象とした生きいき教室事業の実施

② 矢巾町母子寡婦福祉協会
- コミュニティ食堂（ここかむ食堂）活動支援
- ひとり親家庭親子の集い

③ 矢巾町身体障害者協議会
- 岩手県身体障がい者福祉大会、岩手紫波地区身体障がい者スポーツ交流会への参加
- 各種障がい者スポーツイベントへの参加

④ 矢巾町手をつなぐ親の会
- 知的障がい者ふれあい交流事業（なかよし号）
- 各種障がい者スポーツイベントへの参加

⑤ 矢巾町保護司会
- 少年非行防止パトロール
- 社会を明るくする運動の推進

⑥ 矢巾町更生保護女性の会
- 矯正施設の訪問と交流
- 少年非行防止パトロール
- 社会を明るくする運動の推進

⑦ 矢巾町遺族連合会

⑧ 矢巾町ともしび会（民生児童委員 OB 会）

⑨ 傾聴ボランティアやはば「柚子の会」
- 高齢者グループホームや「ゆり花の集い」などでの傾聴活動
- 「おしゃべりの部屋 おでんせにおでんせ」の開催

⑩ やはば生活支援ネットワーク事業推進協議会（以下「生活支援 NW」）

社会福祉協議会を含む町内の社会福祉法人及び医療法人 10 法人が参画している協議会。地域における公益的な取り組みを共同実施します。

・ 日常生活支援（おつかいサービス事業、ゴミ出しサービス事業）

各法人の車両を使い、各法人の職員が利用者自宅等から矢巾ショッピングセンターまでの送迎を行うとともに、利用者の内希望する方のゴミ出し支援も行います。

・ 生活困窮者支援

生活困窮者の自立支援を目的に、食料や日用品、医療費、薬代、燃料費などを支援し、対応できる既存の制度につながるまでの生活を支援します。

・ ふくしのお仕事体験事業

生活困窮者の社会参加と自立支援のため、一般就労に向けた「お仕事体験」の機会を提供するとともに、その対価として支援金等を給付します。

・ 研修会の開催

⑪ 社会福祉法人岩手県共同募金会矢巾町共同募金委員会

(6) コミュニティ食堂設置の働きかけと町内ネットワークの構築

(7) 児童館の健全育成事業

① 徳田・煙山・不動児童館の指定管理運営

② 児童のびのび教室「煙山キッズクラブ」の運営

(8) 地域子育て支援拠点事業「うさちゃんのへや（児童館型）」の運営

(9) 居宅介護支援事業所の運営

2 相談支援活動の充実と強化

(1) 属性を問わない相談支援（ふくし相談窓口）

(2) 暮らしの専門相談所の運営

弁護士、司法書士、行政相談委員、人権擁護委員などが専門性を生かした相談事業を行います。なお、住民が相談するきっかけとなるよう、社会福祉協議会職員が対応する「心配ごと相談」も設けています。

① 人権擁護委員　毎月第 1 金曜日

② 弁護士　　毎月第 2 金曜日

③ 行政相談委員　毎月第 3 金曜日

④司法書士　　年３回（6月、10月、令和８年２月）の第３火曜日
⑤心配ごと相談　年３回（5月、9月、令和８年１月）の第４金曜日
※上記日程は他の専門相談日及び祝日等で変更となる可能性があります。

(3)　関係機関との連携による相談事業及び会議

①生活困窮者自立支援事業（岩手県社会福祉協議会）
相談者にあったプランを作成し、家計相談や就労支援を行います。

②生活福祉資金貸付事業（岩手県社会福祉協議会）
他の貸付事業が利用できない低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、必要な相談と資金の貸付を行います。

③矢巾町個別支援会議

④矢巾町生活困窮者自立支援調整会議（岩手県社会福祉協議会）

⑤民生児童委員や専門機関との連携強化

(4)　SOSを出しやすい環境づくりとアウトリーチ

①公式LINEによるチャット相談

②相談者や事業利用者への公式LINE登録促進

基本目標２　住民参加による地域福祉活動の推進

地域福祉活動の推進のためには住民参加による活動が不可欠です。

地域ごとの「地域の居場所」結成の働きかけや「日常生活たすけあい隊」など支え合い活動の推進、福祉イベントの開催による福祉意識の醸成などを通じて、住民が地域福祉活動に参加しやすい環境を整えるとともに、住民の「やってみたい」を形にできるような支援を行います。

さらに、ボランティアの協力のもと、必要な生活支援サービスを充実させ、新たにニーズに対するサービスの開拓に努めます。

1　社会参加活動の推進

(1)　日常生活たすけあい隊事業の推進
地域や団体ごとに結成し、登録隊員が地域の困りごとを解決する「日常生活たすけあい隊」の結成や活動を推進します。

(2)　支え合いマップづくりの推進

(3)　こびりっこサロン等多様な「地域の居場所」の推進

(4)　福祉イベントの開催

① 矢巾町ふれあい広場

障がいの有無や年齢に関わらず、だれもが地域において役割を担い、仲間づくりや生きがいづくりを通じて、安心して暮らすことのできる町づくりを行っていくことを目的に開催します。

② 矢巾町社会福祉協議会会長表彰

長年に渡り社会福祉活動に貢献された方や、「こんなやさしい町が好きこども川柳」の入賞者に対して表彰を行います。

③ バリアフリー映画会

音声ガイドや日本語字幕付きの映画、車イス用座席の確保など、だれもが映画を楽しむことができること、来場者の障がい者への理解促進を目的に開催します。

④ 金婚式

金婚（結婚 50 年）を迎えられた町内のご夫婦を募り、お祝いする会を開催します。

(5)　各種福祉団体事務と連携

2　地域のつながりと支え合いの仕組みづくり

(1)　日常生活たすけあい隊事業の推進

(2)　支え合いマップづくりの推進

(3)　各種関係機関や団体（民生児童委員協議会等）との連携

(4)　こびりっこサロン等多様な「地域の居場所」の推進

(5)　コミュニティ食堂設置の働きかけと町内ネットワークの構築

(6)　生活支援サービスの実施

① ふれあい弁当（月 2 回）

ボランティアが調理を行い、ボランティアが安否確認しながら各戸に配達します。

② おでかけ送迎サービス（月 2 回まで）

通院や社会参加などを目的として、車いすごと乗車できる車両を使用し、ボランティアによる送迎を行います。

③おつかいサービス事業（生活支援 NW）

④声の広報

町内各種広報誌をボランティアが読み上げ、録音した音声を民生児童委員を通じて視覚障がい者に届けます。

⑤ゆり花の集い

町内の独居高齢者を対象に、交流や会食、レクリエーションの機会を持ってもらう場を開催します。

⑥おげんき見守りシステム

利用者が決まった番号に電話をかけ、自分の体調に合わせたボタンを押すことで、あらかじめ登録した支援者に利用者の安否が通知される事業です。

⑦「あんしんハローライト」利用支援事業

通信機能を持つ電球を活用することで、電球の異常点灯または消灯を検知し、あらかじめ登録した支援者が利用者の安否を確認することができる事業です。

基本目標 3　福祉教育の推進とボランティアの育成

ボランティア養成講座の開催や、おもいやりの心育成事業やジュニアボランティア探検隊など若い世代がボランティア活動に触れる機会を設けるとともに、交流会の開催やボランティアセンターを中心に必要な情報の発信を行うなど、活動の充実と発展を図ります。

1　地域福祉を担う人材の確保

(1) ボランティア養成講座の開催

(2) ボランティア交流会の開催

(3) ボランティア情報の発信

(4) 町内学校、企業、団体（一般社団法人、社会福祉法人）のボランティア活動への参加促進

(5) ボランティア活動に係るポイント制の推進（日常生活たすけあい隊など）

2　福祉教育の推進

(1) おもいやりの心育成事業

ボランティア協力校事業の指定（保育園・こども園 9 園、小学校 4 校、中学校 2 校、高等学校 1 校、高等専修学校、特別支援学校）

(2) 「こんなやさしい町がすき こども川柳」の取り組み

(3) 学生ボランティア体験事業

① ジュニアボランティア探検隊
② 小学生福祉体験講座（キャップハンディ体験）
③ 中高生・大学生等ボランティア体験

3 ボランティアセンター機能の充実

(1) ボランティアコーディネーターによる活動相談・登録・連絡調整・派遣

(2) ボランティア保険への加入促進

(3) 各種ボランティア講座やセミナーなどの情報提供

(4) 災害ボランティアセンターの円滑な運営

① 町災害対策本部との連携
② 災害時における相互支援体制による円滑な運営（矢巾町、県央地区社協連絡協議会、盛岡青年会議所）
③ 災害ボランティアの適切な連絡調整、派遣
④ 災害ボランティアセンター運営に係る職員派遣

基本目標 4 自立や社会参加に向けた支援の充実

多様な生活に困りごとを抱えた世帯や人に対し、社会参加や自立に向け、社会参加する場の提供や各種相談事業、生活支援事業、権利擁護事業など、必要な支援を行います。

また、必要な支援を必要な世帯（個人）が受けられるよう各種媒体による情報発信に努めます。

1 相談支援活動の充実と強化

2 多機関との連携による社会参加と生活支援

(1) ふくしのお仕事体験事業（生活支援 NW）

(2) フリースペース

(3) 生活困窮者世帯等への生活支援事業

① フードパントリー事業

生活困窮世帯（子育て世帯）を対象とし、無料で食料を配付します。申込みは「生活上の困りごとを相談することへの同意」を条件とし、また、生活の困りごとについて相談を受ける場を設けます。

② フードドライブ&サニタリードライブ事業

寄付を受けた食料品やサニタリー用品を必要な方へ無料で配付します。

③ 歳末たすけあい募金「たんぽぽ募金」配分事業

高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯など、支援を必要とする世帯が安心して新年を迎えることができるように配分します。

④ 生活困窮者自立支援事業（岩手県社会福祉協議会）

⑤ 生活福祉資金貸付事業（岩手県社会福祉協議会）

⑥ たすけあい金庫貸付事業

緊急かつ一時的に生活支援を要する方に対し必要な貸付を行い、生活の安定と維持を図ります。

⑦ 生活困窮者支援（生活支援 NW）

3　広報活動の充実

(1) 各種媒体での情報発信

① 広報誌「やはばのふくし」

② 矢巾町広報誌「広報やはば」における社会福祉協議会コーナー

③ ホームページ

④ 公式 LINE

(2) 社会福祉協議会「福祉のサービス」パンフレットの更新と全戸配布

4　権利擁護による生活支援

(1) 日常生活自立支援事業（盛岡市社会福祉協議会）の普及啓発

(2) 成年後見制度出張相談会の開催（年 2 回）

(3) 障がい者不利益相談窓口の設置

基本目標５　法人経営管理の強化

社会福祉法人としての基本姿勢を明確にし、公益的、公共的に信頼性の高い法人運営を行うとともに、社会福祉協議会会員の加入促進や赤い羽根共同募金運動推進など、財政基盤の強化を図ります。

また、公的機関とともに地縁を活かして福祉人材を確保し、役職員研修や資格取得支援などを通じて、人材の定着と育成を図ります。

１　人権の尊重

（1）個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）の周知徹底

（2）利用者や家族の意見要望の把握

① 苦情解決委員会の開催

② サービス利用者へのアンケートの実施

（3）コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

２　福祉人材の確保と定着

（1）福祉人材の確保

① ハローワーク及び福祉人材センターなどとの連携強化

② 地縁を活かした人材の確保

（2）福祉人材の定着と育成

① 役職員研修の実施

② 関係機関の研修への積極的な参加

③ 資格取得支援

３　透明性のある組織運営

（1）会長・副会長会議の開催

（2）理事会及び評議員会の開催

（3）定期監査会の開催

（4）評議員選任・解任委員会の開催

（5） 自主財源の確保

① 社会福祉協議会会費

・ 世帯会費

・ 法人賛助会費

・ 個人及び団体賛助会費

② 赤い羽根共同募金運動の推進

・ 赤い羽根共同募金

・ 歳末たすけあい募金

③ 福祉基金の活用と充実